

## デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第27回） 議事要旨

### 1. 日時

令和6年6月10日（月）16時00分～18時00分

### 2. 場所

総務省内会議室及びWEB

### 3. 出席者

#### （1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、  
曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員

#### （2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

#### （3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、  
金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、山口同局放送技術課長、  
佐伯同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、後白同局放送政策課企画官、  
細野同局放送政策課外資規制審査官、西村同局放送技術課技術企画官、  
宗政同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官

### 4. 議事要旨

#### （1）ヒアリング

日本放送協会 前田経営企画局長より、資料27-1に基づき、説明が行われた。

#### （2）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

##### 【曾我部構成員】

どうもありがとうございます。曾我部でございます。御説明ありがとうございます。私からは、  
ファクトチェックの関係についてお伺いをしたいと思います。

ちょうど今日この前に、午後から開かれました総務省の別の会議、デジタル空間における情報流  
通の健全性確保の在り方に関する検討会というところでも話題になっていたのですけれども、報道  
機関、伝統メディアがファクトチェックをするというアプローチもあるのではないかということが

問題になっておりまして、今日の資料でもファクトチェックといたしますか、そう言っても差し支えないようなお取組があったかなと思います。資料で申しますと9ページの辺りですかね。そのほかにもちりばめられておりますけれども。

こういったものを、NHKさんの中では、報道機関がファクトチェックをしているというような形で理解をすればよいというか、されているのでしょうか。あるいは、そうではなくて、あくまでNHKとしては報道をしているのであって、いわゆるファクトチェックというのとは違う活動なのであるという自己認識でおられるのか。

その辺り、番組でも「ファクトチェック」という言葉を使っているラジオ番組もあるやに記載がありますけれども、ファクトチェックというものの、NHK全体の放送の中での位置づけ、捉え方について、もし何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【日本放送協会（前田経営企画局長）】

番組においては「ファクトチェック」という言葉を使っているパターンもありますし、使っていないパターンもあります。

先ほど12ページで申し上げましたが、単なるファクトチェックということではなく、ファクトとして間違っているのではないかということがあまりにも広がっていれば、それはやはりただすという形でありますので、基本的には正しい情報、正確なことを伝えたいということが、まず第一にあります。

そういう中で、必要に応じて、ファクトチェックのようなところをしっかりとやらねばと思ったときにはやっているという基本認識、基本スタンスでやっているという形です。

【曾我部構成員】

ありがとうございます。確かに、「ファクトチェック」とラベリングすることによって何が変わるのかということ自体、まだ議論途上だと思いますので、差し当たり御認識を伺ったという程度でございます。どうもありがとうございます。

【瀧構成員】

どうも御説明ありがとうございます。私からは御質問が一つありまして、要はニュースを伝えるみたいなときに、ファクトを伝えるというのはあると思います。あと、ちょっと語弊を恐れずに言うと、文脈を理解するために、理解を増進するための情報といたしますか、深掘りするための情報があると思います。あとは、ある意味NHKさんとして、例えばそれを今後に向けて、どう指針と生

かすかとか、オピニオンを述べられるケースとかも当然あられると思っています。例えば「時論公論」とかは、恐らくオピニオンにかなりちゃんと寄っている部分も、編集委員の方々が出てくるとそういうのも分かりやすいかなと思うんですけど、多くの視聴者って、今の御時世は結構、ファクトと、理解を深めるための情報と、そもそも自分たちはそれに即してどう行動とか思考するべきかというオピニオンを、だんだん区別できなくなっているなとも思っています。これらの3つを今後どのように分けていくべきか、もしくは明示していくべきなのか、片や、この辺は非常に不可分な部分があるので、多元的なファクトを出す人たちがいることで担保していくべきと考えられているのかについて、ちょっと設問が間違っている可能性もあるんですけども、お聞きしたく思いましたので、教えていただけますと幸いです。

#### 【日本放送協会（前田経営企画局長）】

質問ありがとうございます。難しい質問ですが、基本はファクトがまず第一、大前提だと思います。

ただし、おっしゃるとおり、きちんと理解をしてもらうために、いろいろとより詳しく掘り下げた文脈で語ることもありますし、それから解説委員の番組の「時論公論」、これもファクトが基本だと思っておりますが、やはりオピニオンのなところというのも部分的にはあると思います。

ですので、非常に番組ごとの色合い、カラーみたいなところで、多くの視聴者の方々に今までは理解してもらっていた部分があると思いますが、今後どうしていくかというのは難しいところだなと思っております。

ふだんあまりテレビに接しない方々がたまに見たときに、これはファクトなのか、理解を深めるためのものなのか、オピニオンなのかということを、どう分かりやすく伝えられるかということは、我々もそこは研究しながらやっていかなければならないと思っているところでございます。

#### 【瀧構成員】

ありがとうございます。お答えのとおり感覚を私も持っているところでして、ここからは私のただの意見なんですけど、やっぱり世の中、今、オンラインで、いわゆるアテンション・エコノミーの悪いところとしてあるのが、確証バイアスを求めて特定のファクトばかり集めるようになるとか、オピニオンに即して物すごくファクトをかき集めてしまう個人像というのが今あるなと思っていまして、そういうバイアスに対して、やっぱりファクトからオピニオンを導きましょうというところを、話としては、ベクトルが逆ですよということをやることが、すごくある意味、情報空間を健全にしていく、結構大事な矢印なんだろうなと思って聞いておりましたので、その辺をうまく出

していけるといいなと思いましたが、大変参考になりました次第です。ありがとうございます。

#### 【落合構成員】

どうも御説明ありがとうございます。また、偽誤情報対策を積極的に進めていただいております。感謝申し上げます。

私のほうからは2点ございまして、別件の、曾我部先生がおっしゃっていただいた検討会でも、いろいろなステークホルダーがいてという中で議論させていただいておりますが、この点について改めてNHK、民放、プラットフォームというものを考えた場合に、どういうことが各主体に対応されると望ましいというふうにお考えになられているか、改めてお伺いしたいのが1点です。第2点が、この偽誤情報対策については、どういう対策が本来的に実効性がより高いのかと、また、様々なプレーヤーがどう連携していけるのかが重要にも思っております。

その中で、7ページのほうで、専門家や研究機関に直接取材をするといったあたりで、各種の専門家や、こういった偽誤情報の防止に何らか貢献していただけるような専門機関とは連携を強めていただいているのではないかと思います。改めて、国際的なメディアの連携、14ページでおっしゃっていただきましたが、国内においても、ほかのメディアであったりだとか、そういう専門家とどう連携ができていくとよりよいと思われるか、こういう点について、可能な範囲でお答えいただければと思います。

以上です。

#### 【奥構成員】

電通総研 奥です。質問とコメントを申し上げたいと思います。

ご説明頂いた偽誤情報やフェイクニュースへの対応については、NHKさんに公共メディアとしての役割として大変期待をしております。

話を簡単にするためにたとえ話をしますが、今テレビを見ている方というのは、往年のテレビファンあるいはNHKファンで年配者の方が多く、彼らはネットについては若者に比べてリテラシーが低いと言われております。NHKで、「ネットでこんなことが起こっていますよ」、「このエリアで詐欺のこういう電話があります」を伝えるなど、ネット空間でのいろんなことをテレビユーザーにお伝えすることは、比較的うまくいっているように感じます。

一方若者は、どちらかというところではテレビはあまり見ておらず、場合によっては全くテレビを見ない人たちもいて、ネット空間で、いわゆるアテンション・エコノミー、やはり非常にひずんだ情報をひたすら偏食するという人たちに、情報の参照点としてNHKさんが、比較的フラットなファクト

ベースのものをどうやって伝えていくのかというところは、同時配信等の開始でもまた課題だと感じています。その辺りの今後のやり方というか、向き合いについてお話をお伺いできればと思います。以上でございます。

【日本放送協会（前田経営企画局長）】

落合先生、奥先生、ありがとうございます。

まず奥先生の質問に回答させていただきます。おっしゃるとおりで、ネットで起きていることをテレビユーザーに伝えるような形で、今日発表させていただいた資料にも、そういった形で御紹介をさせていただきました。やはり、ふだんネットしか見ない方々にこういった形で伝えていくかというのは、大きな課題だと認識しております。

先月、改正放送法が成立して、いよいよインターネット必須業務化という中で、情報空間、ネットの空間で、ふだんネットしか御覧にならない方にこういった形で伝えていくかというところは、まだ研究を始めている、実験を始めているところでありまして、社会実証などでもそういった偽・誤情報対策の実験などをさせていただいておりますので、この辺をベースに進めていく必要があるなというところで、具体的にこういうことでというところまではまだ至ってはおりませんが、研究課題として、研究課題というよりはもうちょっとせっぱ詰まった感じでやらなくてはいけないと思っております。というのが、奥先生の質問に対してのお答えです。

それから、落合先生からいただきました質問なんですが、2つ目のほう、偽・誤情報対策としては、専門家の方々とネットワークをつくって連携というのは大分進んできているなと思っておりますが、ほかのメディアとの連携というのは、まだまだこれからの課題かなという認識でございます。

それから、すみません、1つ目の質問なんですがもう一度、質問を教えていただけるとありがたいのですが。

【落合構成員】

失礼しました。曾我部先生がおっしゃっていただいた検討会でも、いろいろなステークホルダーがいてという中で議論させていただいておりますが、この点について改めてNHK、民放、プラットフォームというものを考えた場合に、どういうことが各主体に対応されると望ましいとお考えになられているか、改めてお伺いしたというものです。

【日本放送協会（前田経営企画局長）】

NHK単独でということだと、なかなか課題も多いと思っていますので、情報空間健全性の別の

座組で議論されている中で、アテンション・エコノミー全体の問題というのは、伝統メディアは伝統メディアの役割としてどういう貢献があるのか、どういうことをやらなきゃいけないのかということを、議論を見ながら考えていくしかないのではないかなと、今現在は、ちょっと確たるお答えができるところまで至っていないというのが、現状の認識でございます。

【落合構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【三友座長】

ありがとうございます。もし、また追加の何か回答がございましたら、書面ででもいただければありがたく存じます。

すみません、私からも、実は13ページにOSINTを使っているというのが出たんですけども、実際にNHKさんが、OSINTをどのように活用しているのか。例えば、OSINT情報というものがフルに信頼できるものとも限らないときもありますので、そういった信頼性の確保とか、現地取材との組合せをどういうふうにしているかとか、そういったこともちょっと知りたいところですが、時間がございませんので、また別途、御回答いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【日本放送協会（前田経営企画局長）】

ありがとうございます。13ページに記載がありますけど、「NHKスペシャル」でいろいろと、北朝鮮の話とかミャンマーの話とか。

【三友座長】

はい、存じ上げております。

【日本放送協会（前田経営企画局長）】

ということで、また回答を別途させていただくということでよろしいでしょうか。

【三友座長】

はい、結構でございます。よろしく願いいたします。

### （３）飯塚構成員からのプレゼンテーション

飯塚構成員より、資料27-2に基づき、説明が行われた。

### （４）質疑応答

各構成員から、以下の通り発言があった。

#### 【林構成員】

ありがとうございます。飯塚構成員、御説明いただきましてありがとうございました。

ドイツについてなんですけれども、私、一昨年、ドイツに１年間滞在したときに、いろいろ現地の関係者に伺ったことがあるんですけども、最近ドイツでは、ライブストリーミングコンテンツを認可が必要な放送にみなす判決が出る一方で、今日の御紹介にも少しありましたけど、メディア州間協定において、認可なしに配信可能なストリーミングコンテンツ範囲が拡大しているようでして、言わば実態が制度に先行して、法律がそれを追認している体を成しているというような感じでした。

ドイツでは、公共放送事業それ自体は、SNSを含めた民間プラットフォーム事業者との競合という側面が非常に強くて、それへの対応を急ぐ必要があるということを異口同音に指摘されていて、日本も含めて恐らく万国共通だと思うんですけども、１０ページに紹介のあった共同プラットフォーム戦略というのも、その背景は、今申し上げたような対応の表れの一つかなというふうに理解したんですけども、そういう理解でいいのかということを確認させてください。

それから、もう一つは質問よりか感想なんですけれど、日本と比較するときに、特に欧州はドイツもフランスも、法律でも、あるいは附属文書でも、公共放送の任務だとか具体的な役割とかをできるだけ理念的に書き込むと。それが、どちらかというと理念先行の形で、とにかく書き込むという文化が非常にあるように感じています。そこは日本とかなり違うのかなと。明文化に対する志向が非常に強いというような感じを持っていまして、議論されている内容とか方向性というのは、日本も欧米もそう変わらないと思うんですけど、こういったものを文章化する、あるいは法律に書き込むというところのスタンスがかなり違うようにも感じました。

その辺り、いろいろお調べになって御所感があれば、併せてお聞かせいただければと思います。  
以上です。

#### 【飯塚構成員】

御質問、コメントありがとうございます。先生から御指摘のあった共同プラットフォームに関しましては、もともとは基本法に記載のあった規定という理解をしております。

今回に限らず、この公共放送２社は、以前より共同のプラットフォームを構築しようじゃないか

という議論があったと理解をしておりますが、それを具体的に実現するというところまでのフェーズにまでは至っていなかったのかなと理解をしています。これは公共放送に関してということになります。

他方で、御承知のとおり、各州にはたくさんのローカルTV局がありまして、ローカルTV局の番組を集約したローカルTVポータルというサイトが、先生も御覧になっているかもしれませんけれどもありまして、それは州の壁を越えて、各州のローカルテレビのチャンネルがポータル、アプリで見られるというものになっています。

ですので、そういう動きを見ていると、この基本法に書かれている共同のプラットフォーム戦略というのは、公共放送だけでなく、ローカルの民放局の中でもそういった共同プラットフォームを構築していこうという動きがあると理解をしています。

公共放送と民放で対立軸、競合があるんじゃないかという御指摘もあったかと思いますが、確かにそういった意味では、各州の民放を規制する、いわゆる各州の規制当局機関が、民放を支援する取組というのをやっているのではないかというのが、今回のバイエルン州の事例を見ていて感じたところです。

ほかの州については調べていないので、ちょっと正確なことは申し上げられませんが、少なくとも先ほど申し上げたとおり、例えばエリア展開につきましても、もともと民放が始まったときにはケーブルを主体で進めてきました。2002年からは衛星を使って始めました。当局としては、衛星とインターネットのハイブリッドでローカルテレビ局の振興をしていきますということで、お金を投じているらしいんです。

ですので、そこら辺は各州の状況に応じて、何を媒体の主体として、公共放送だけでなく地元のローカルテレビ局の番組を、どうやって州内のカバレッジを広げていくかというのは、恐らく競合というよりは、それぞれの州に対応した支援策があるのではないかなというのが、現状の推測になります。もし、先生のほうでも御承知のファクトがあったら教えていただければと思います。

先生のおっしゃった明文化についてなんですけれども、それは確かに非常に感じる場所があります。

イギリスのケースにはなっていますが、基本法でどこまで書くかというのは別の問題ではあるんですけれども、下位の規則の条文の中でかなり詳しく、例えば公共放送メディアの義務というのは何であるということを、かなり細かく書かれているんです。そういった実際の運用、規則、ガイドライン含めて、その細かさというのはかなりヨーロッパに共通したところであるのではないかなと思っています。

ですので、フランスにしろイギリスにしろ、例えば地上デジタル放送のカバレッジエリア、人口

カバレッジ、世帯カバレッジを、どのぐらいに下さいという規定が具体的にあるということを踏まえますと、そこまで明確に書くというのはかなり踏み込んでいるなと思いますので、曖昧な書き方をせずに、きちんと詳細に明文化していくというのは、ある程度日本においても必要になってくる部分が、ひょっとしたらあるのではないのかなと感じたところです。

すみません、お答えになっていなかったら申し訳ありませんが、また引き続きよろしくお願いいたします。

#### 【瀧構成員】

どうもありがとうございます。国際比較、私みたいな疎い人間にとっては非常に勉強になる内容でございました。その中で一つ、ちょっと素人的な質問になるんですけども、日本における今の議論というのは、やっぱり人々がどんどん、テレビを下手すると見なくなってしまうと。しかも高齢化がすごく進んでいる中で、既存のインフラを保てないかもしれないという状況が、恐らく、本日御説明いただいた国々もいずれは抱えるであろうトピックであると思います。日本がある意味それを先行して、かなり重みを見ながら、制度の話を我々はしていると思っているんですけども、今回いろいろとクロスで見ていただいた国々の中で、そういうふうにテレビ局自体の収入がどんどん細っていく中で、私たちでいうと例えばブロードバンド代替とかそういう議論をするわけですけども、そういう経営資源がどんどん減っていく中で行われている政策の色合いというのはどれぐらいありますかというのが、ちょっと聞きたかったポイントです。

それとの対比でいうと、単にインターネット経由での配信サービスがいろいろ充実したりとか、私たちの生活そのものがすごくインターネット化していていることへの対応というのはいっぱい述べられていると思うんですけど、もともとの主体というか、ビジネスとして成立する度合いがどんどん減ってきている中での問題意識って、ちょっと広い質問で恐縮なんですけど、どれぐらい捉えられているのかというのもちょっと気になったので、もし御感想がございましたら教えていただければと思っています。

#### 【奥構成員】

4つあります。1つ目、日本で現在配信の際の課題となる「蓋かぶせ」についてですが、日本以外に諸外国で「蓋かぶせ」が行われている国があるのかを教えてください。

2つ目です。英国のPSBですが、これはパブリック・サービス・ブロードキャスティングということで「公共放送」と訳しますが、これはBBCだけじゃなくて、ITVやチャンネル4やチャンネル5なども含まれると聞いております。

つまり、日本でいうとNHKだけでなくキー局、民放が入るという考え方になります。PSBの定義やどのような経緯でこうなっているのか等、歴史的な背景が聞ければありがたいなと思います。

3つ目です。前回の親会でも申し上げましたが、Ofcomのレポート、非常に先を見たグランドデザインを考えるレポートですが、こういったものと近いレポートがほかの国でもあるのかどうかということをお伺いできればと思います。

4つ目です。プロミネンスというときに、日本で言いますと放送と配信、NHK対民放、さらには民放の中でもキー局とローカルということになろうかと思います。ローカル局の施策として、何か非常に有益な話があればお伺いしたいと。

以上4点であります。よろしくお願いします。

#### 【飯塚構成員】

ありがとうございます。瀧先生からの御質問ですけれども、地上波のビジネスというものが、ヨーロッパにつきましてはそもそもハードとソフトが分離されているという関係上、インフラを持っていないということが日本とは大きく違う構造になっていて、そのアドバンテージというか、その部分をコンテンツの制作に充てられるというのは多分あると思います。

先ほど申し上げたドイツのバイエルン州でさえ、衛星のトラポンを今まで2基使っていたのを1本に減らしたということで、どの国も、インフラにかかるコストというのをいかに節約して、番組制作の質を上げるかというところに力を向けていると思いますので、その部分ではどの国も変わらないと思います。

ただ、どのインフラを主体とするのかしないのかというのは、それぞれの国、もしくはそれぞれの地域によって考え方が違うのかなというところがありまして、先ほど、奥先生が言及されたイギリスのOfcomレポートでは、今後、地上波を終了してIP配信に行くのではないかという、将来を見据えて議論されておりますけれども、実際それを終了するのかしないのかというのも、それぞれの国によって異なってくるのかなという理解ですので、現時点でどうなのかというところがないんですけれども、少なくとも、地上波を終了するということを、直近でどう政策的に判断するのかというのは、現状しないまでも、将来に向けて頭の体操的に検討しているというのは、ペーパーに出すか出さないかは別として、恐らく考えているなというふうに思いました。

ドイツは衛星とブロードバンドが中心になっていて、地上波について資金援助をしていくという話は出てきていません。ですので、恐らく地上波は別の目的に使うということも考えられているのではないかと、ペーパーには出てこないですけれども、そういう考え方もあるのかなというふうに思

います。

蓋かぶせにつきましては、実態がどうなっているのかというところまでは、正直、すみません、確認はできていないんですけれども、少なくとも先ほど申し上げたドイツのローカルテレビのポータルへ行きますと、各州の番組がリアルタイムで見られるようになっていて、リニアで流れているものと全く同じものが流れているという理解をしておりますが、ちょっと、その辺については確認をさせていただければと思います。

公共放送のこれまでの歴史的な経緯ですが、イギリスについては、これはOfcomのペーパーでも言われておりますが、明らかに議会の介入によって、このPSB制度というものが制度化されたという経緯がありまして、これをインターネット空間に持っていくということについては、それが現状では適切な方向性であるということが合意形成され、政府、放送業界、共通した意見になっていて、今後は、インターネット空間でのPSBのプロミネンスというのも既定路線になっていくと考えられるかと思えます。

先ほど申し上げたOfcomのレポートには言及はありませんでしたが、ほかの国につきましても、恐らく、今の放送の周波数の帯域というのを、例えばモバイル放送に使うとか、いろんなことが考えられていると推測しますので、ペーパーにはしていないけれども、将来的な構想というものは考えられているのではないかなと思われます。

4番目の、ローカル局の示唆についてですが、民放につきましても、ドイツの取組にある共同プラットフォームはうまくワークしているという印象を受けております。これは日本においても参考になるというか、どうすればワークするのか、要するに、どうすれば地方の小さなローカル局であっても質の高い番組が提供できるのかというところについては、ドイツのローカルテレビ局の状況が非常に示唆に富んでいるのかなという理解をしています。

すみません、答えになっていなくて申し訳ありませんが、また改めて補足をさせていただければと思います。

#### （５）論点及び検討スケジュールについて

事務局より、資料27-3に基づき、説明が行われた。

#### （６）質疑応答

各構成員から、以下の通り発言があった。

##### 【伊東座長代理】

伊東でございます。まず論点１ですが、基幹放送とは、簡単に言うと専用の周波数が割り当てら

れた無線による放送と言ってもいいのかなと思っております。

この方式は、広範囲に存在している多数の受信者に対して同時同報で番組を届ける、輻輳という概念とも無縁で、番組を着実に視聴者に届ける手段として、経済合理性の観点からも優れた方法であったと思います。

しかし、山間地や起伏に富んだ地形が多く見られる日本で、全国津々浦々まで放送電波を確実に届けるのは簡単なことではなく、また、僅かな平地では都市化が進んで、高層建築物等による都市難視が課題となりました。

こうしたことへの有力な対策の一つとして、ケーブルテレビが発展してきました。総務省の資料によりますと、令和4年度末におけるケーブルテレビの加入世帯数は約3,160万世帯、世帯普及率は約52.5%になるとのことです。再放送のみを行う施設を加えますと、加入世帯数はさらに100万程度増えまして、国内の過半数の世帯がケーブルテレビ経由でテレビを視聴していることになります。つまり、アンテナを自ら設置して放送電波を直接受信している世帯数というのは、先ほどの御発表では米国において20%を割っているとの話でしたが、我が国においても半数に満たないのが現状かと存じます。

こうした現状に鑑みれば、基幹放送のあまねく受信を実現するための手段については、放送対象地域ごとの種々の状況を十分に勘案する必要があると思いますが、一定の条件の下で、直接受信以外の方法も選択可能とすることが適当かと存じます。

質問というよりは意見でございます。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。これまでのいわゆる基幹放送の役割を一定評価しながらも、やっぱりこの先、もう少し柔軟にという、そういう御意見でございました。ありがとうございます。

#### 【落合構成員】

ありがとうございます。この論点1の関係ですが、やはりこの社会的な役割から見ていきますと、もともと電波を使ってあまねく受信できるように環境を整えていくということで、基幹放送の制度ができているということだと思います。当時においては、そういう広範に情報を伝播する仕組み、特に動画のような内容を送信する方法というのは、方法の代替性がかなり薄かった時代からの制度であるというふうに思っております。その中で、多元性・多様性ですとか様々な価値を確保できるように、基幹放送というのが整備をされていたものと理解しております。

一方で、現代においては、通信という方法が広範に利用されておりますので、必ずしも放送波を

使うことだけに限らず、類似するような効用をもたらすこともできるようになってきているように思います。

ただ一方で、やはり情報が少なかった時代における伝達から、むしろ情報があふれ過ぎていて、何を見ていいのか分からない、また、質の高い情報であったりだとか、そういうものをどう入手していいのか、何の手助けもなく勝手にたどり着いてくださいというのはどうしても難しい時代においては、情報空間の健全性を保つために基幹放送が果たすべき役割というのは、依然、若干意味合いが異なっている部分があるかもしれませんが、重要な意義を持っているのではないかと考えております。

一方で、経営環境については、かなり厳しい経営環境にあるのではないかと考えております。ローカル局の中でも、それが純損失なのか、経常損失なのかといった、赤字の意味合いが各社によって違う部分はあるかと思いますが、かなり多くのローカル局において赤字を計上している状況があると考えております。

これはまた、通信の利用ですとか人口動態などを見ていくと、基本的に放置しておいて改善できるようなものではないということで、それによって、これまでも経営の選択肢を確保してこようという状態にあるものだと、そういう議論を重ねてきたものだと考えております。

こういった視点を考えていったときに、やはり基幹放送という制度によって一定の質を担保されたようなものが、国民の様々な方があまねく受け取れるようにしておく、これ自体は極めて重要であって、従来の意味合いと現代的意味合いに若干差が出てきているのではないかとすることは先ほど申し上げましたが、いずれにしても、その受信できる状態を確保しておかなければならないと考えております。

ただ、それに当たっては、放送波だけではなく通信波であったり、また場合によっては衛星ということでもあり得るのかもしれませんが、いずれにしても幾つかの代替手段があるという中で、基本的に要請される価値を果たしていき、放送というものの多様性・多元性や、質の高い情報を受信できるようにしていくこと自体は必要であると思います。どちらかというと、手段によって定義をしていた部分についてはやや変化をしていくということが必要でしょうし、情報発信の必要性は違ってきているところを踏まえて、先ほどNHKなどもファクトチェックに関する部分に取り組んでいただいておりますが、そういったものもさらに取組を期待しつつ、基本的にはこれまで求められていたものと同じような役割を発展させた役割を、情報空間の中でも発揮していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

【三友座長】

ありがとうございました。大変重要な意見として承りたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 【瀧構成員】

どうもありがとうございます。私からは、1点目というよりは1、2、3合わせてのコメントに若干なるんですけれども、先ほどの飯塚さんのお話とかも聞きながら感じていることとして、複数起きている変化を一括的に捉えないことの大切さというのをお伝えしたく思いました。

といいますのは、いただいている1番目のところの表現でいいますと、社会的な変化と経済的な経営上の変化みたいな話で申し上げると、社会的変化ではもう何度もお伝えされていることですが、情報空間の健全性確保はより重要になりつつあるというのがありますし、あと、前回、矢野先生のお話の中にもありましたが、その中で同報性が持つことの役割というのをちゃんと考えていくことも重要なことだと思っております。あと、これからまだまだ議論が必要だと思いますのは、公共放送と民間放送で、健全性に向けて役割ってどういうふうに実態として捉えていくべきでしょうかという話もあると思いますし、何より技術的な変化として、ブロードバンド自体が代替性を持ってきたということであれば、その中で放送というものをどう位置づけていくかという非常に本質的な問いもあるという、社会的にもこれだけの変化が、ある意味ちゃんと今時点での定義なり結論なりを見ていかなきゃいけないものがあるんだと思っております。

経済的なところでは、これももう何度も触れられてきているところなんですけれども、やっぱりテレビ局に対して、例えば大規模配信サービスといったものが大きな予算を持ってやってきている中で、テレビ離れみたいな話もあれば、人口動態に起因するテレビ離れの話の状況もあるわけですし、あとは、ちゃんとデータを活用することで、テレビ局のビジネスモデル自体を、場合によっては収益を上げるという形で、付加価値を上げることができる可能性もあるという。これらの要素が、全部それぞれに、ちゃんと私たちは議論をして、見ていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

これは前回ちゃんとコメントすればよかったかなと思う論点でもあるんですけれども、これらがある意味プラスもあればマイナスもあり、インターネットを活用するといいこともあれば大変なこともあるみたいな形で、バーター的に捉えてしまうことを私たちはやっちゃいけないんだと思っています。これはある意味、ある程度ソフトの面での論点整理と、ハードの面での論点整理がそれぞれのポイントにあって、それがバーター的に使われないように考えていかなければいけない。

経済学用語ですけど、ティンバーゲンの定理といいまして、政策の目標の数だけ政策は必要であるみたいな、そういうところは、様々な論点を捉えていくに当たって、やっぱりちゃんと踏まえて

おかないといけないのかなというふうには思いました次第です。

なので、それぞれにちゃんと深めた議論をしていきたいと思いますということではあるんですけども、こっちがこっちで打ち消されるので、ある意味問題がなかったというふうにはならないようにしていきたいなというふうに、今後の検討に向けて思いましたというのが、全体としてあることかなというふうに思っております。

意見でございます。以上です。

#### 【大谷構成員】

ありがとうございます。すみません、論点の1になってしまうと思います。2と3についてはまだ考えが及んでおりませんでした。

基幹放送についてなんですけれども、今まで御意見がたくさんの方から述べられましたように、技術的な伝送手段というのに変化が生じているということを考えて、技術的な要素を捨象してそぎ落とした、その基幹放送のコアの意義というのは、信頼性のある情報を同時に伝達するカバレッジの広さと、それを保障するための優先的な資源の割当てという、その2つの要素に多分落ち着くのではないかなと思っております。

現在の電波を使うということも、電波をある程度優先的に確保されている状態というのは何のためかという、同時に伝送する、信頼性のある情報をあまねく伝えるという、そのためだということがあるので、伝送手段が、技術中立的にほかの手段も考えられるということにしますと、やはり基幹放送に対して優先的な私権割当てを何らかの形で実現し、経済的な基盤を安定的なものにするには、一定の責務である情報の広い伝達、同時伝達というのが不可欠の要素ではないかなというふうに思っております。

そうしますと、この論点1のところなんですけれども、どうしても論点4であったり論点の6のところと関係が切り離せないのではないかなと思っております。先ほど飯塚構成員のほうから御説明いただいた、諸外国のソフト・ハード分離の状況なども考え合わせますと、コンテンツ規律というのをこれからの基幹放送にどういうふうに課していくのか、そして、それが適用されていないプラットフォームサービス事業者からの大量の情報流入ということとの兼ね合いで、どのような規律を課していくのかということについても、併せてやはり考えていかなければいけない。

つまり、この論点の中には、個別にコンテンツ規律とか番組規律ということについては述べられていないのですが、それについてどうしても検討せざるを得ないのではないかと思いましたので、発言させていただいた次第です。

私からは以上です。

【三友座長】

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、それぞれが独立ということではないというふうに思います。これから議論を深めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

【長田構成員】

長田です。本当にまた、上手に話せないのが恐縮なのですが、放送というのは、いろんな技術が発達してきたり、それからなかなか厳しい状況の中で、放送波だけというふうにはいなくなっているのが現実だとしても、私にとっての放送というのは、信頼できる情報を放送事業者がきちんとみんなに届けていくものというふうに考えればいいんじゃないかというふうに、視聴者としては思っています。

なので、それがいろいろな手法を通して、今、大谷さんもおっしゃっていましたが、きちんと同時にみんなに届くということのほうを大切にしていけることがいいんじゃないかなと思っていて、それは放送事業者の責務として、届けること、そしてその内容にきちんと責任を持っていく、信頼できる情報を届けるというところで区別をしていくことがいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【三友座長】

ありがとうございます。役割が重要であるということでございます。

【林構成員】

まとめてということで、まず論点1ですけれども、私は、この点については、社会資本としての基幹放送網という視点がやっぱり必要かなというふうに思います。社会資本というと、インフラの部分ばかりに焦点が合わされるわけですけど、ここではハードとソフトと両方あると思います。

前回の議論でもありましたように、放送に関する法律上の定義は今後変わるだろうと思うんですけれども、恐らく諸外国のように伝送方式だとか周波数によるんじゃなくて、社会的影響力によって定義されることになるのではないかなというふうに思いますけれども、放送の定義は変わっても、公衆への伝達、言わば one to many といいますか、そういう放送の本質というのは変わらないんじゃないかなというふうに思います。

これもドイツの議論を挙げて恐縮なんですけども、ドイツでは、基幹放送を基本的供給という概

念で説明されていまして、基本的供給というのは何かというと、ドイツにおける民主的秩序と文化的生活のために放送が果たす本質的機能の実現こそが基本的供給なんだと、分かったような分からないような説明をしているんですが、それは法律にもそう書いてありまして、これは基幹放送が社会的資本としての役割を言っていることと同じことではないかなと思ひまして、日本でもそういう基本的な役割とか理念というものを再確認しておく必要があると思ひます。

論点2ですけれども、この「代替」という言葉がいろいろ出てきているわけですが、代替という意味は、IPユニキャストによって基幹放送事業者は放送法92条のあまねく義務を果たしたということではないかなと思ひます。そして、その結果として、基幹放送事業者は中継局を廃止することができるということも意味することになるのではないかなと思ひます。確かにケーブルテレビだとか、IPマルチキャストも存在するわけですが、ケーブルテレビは存在しない地域もありますし、IPマルチキャストは設備コストが高いので提供されていない県も多いと承知しております。そういう意味で、全国どこでも代替を可能とするためにはIPユニキャストも使うべきですし、それこそ、それによって放送事業者の経営の選択を増やすことにもつながるのではないかなと思ひます。

以上です。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。代替という言葉の意味をもうちょっと考えなければいけないということ、それから、ユニキャストも同時に使うべきであるということでございました。それから、論点1では社会的な役割、理念、そうしたものも十分議論するべきであるという御意見でございました。

どうもありがとうございました。

#### 【奥構成員】

奥です。

では、論点1と、2、3について1つずつ述べさせていただきます。

1ですが、社会的役割であったり、ジャーナリズムだったり、主にNHKに課される公共性に関しては、放送事業者の方はもちろん今までそのようにやってきていますし、今後もそう続けていくというのは、これは確かなことだと思ひています。この点については私は「中身」の話ということで、特に課題があるとは考えていません。

一方で、あまねく受信とかテレビ離れという話になると、これは「中身」の話ではなく「仕組み」の話で、非常に脆弱でもろ過ぎるというのが私の理解です。

テレビをみんなが買う時代、つまり独立したり、親から離れたり、下宿に入ったり、新しい家庭を持つ際に、テレビを買うのが当たり前の時代から、今や持たない家もあるということなのです。発信者側があまねくと言っている、受信者側が全然その気はないということになると、やはりそこが課題ということになります。1対n、一斉同報性という特徴を持つ放送は、非常に重要なのは何も変わりませんが、ネットにも情報空間として同じ番組が配信されることは、基本線としてあるべきであって、それも含めて放送であり、公共的な役割ではないかと思います。

脆弱な話で1つ例を挙げると、携帯向けワンセグ放送がありました。携帯電話にチューナーが内蔵されていなければ受からないものというのはなかなか難しいということです。そういう意味では、チューナーレステレビ、スマホあるいはタブレットなどといった新しい視聴デバイスに対応して情報を出していくということが必要ではないかということとを1点、特に「中身」じゃなく「仕組み」の話としてコメントさせていただきます。

次に、2点目、3点目ですが、ブロードバンド代替を含めた地上波代替ということですが、これは1つ、私の経験として御紹介しますが、2001年のナインイレブンのときに、イギリスにチームメンバーと出張しておりまして、ロンドンから北にかなり行ったところのキングストン・アポン・ハルという町で放送・ケーブル・衛星に続く第4のADSLによる放送サービスを視察しておりました。そのときにナインイレブンが起こりまして、そのエリアのサービス対象者の方がほぼ全員見ていなかったテレビをBBCに合わせることになり、目の前で何も映らないテレビ、輻輳を経験しました。もちろん通信規格は当時のADSLで20年以上前の話ですので、帯域が非常に狭かったと言う事情がありますが、BB代替のときに、特に画質とか、ディレイとか、文字放送とか、EPGとか、様々な課題が議論されますが、一番重要なのは、もし何かあったときに、恐らく対象世帯の住民の皆さんが一斉にNHKにチャンネルを合わせたときにテレビが映るのかということです。輻輳とならないような設計が必要でしょう。画質が悪くてもみんなに見てもらえるのか、つまり、少なくとも画が出るのか、出ないんだったら音が伝わるのかといった部分の話と、そもそも中継局・ミニサテを立てるのが大変だということのコストとの兼ね合いが非常に気になるところです。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。仕組みの重要性、それから実際に輻輳等が起こることの可能性についても検討すべきであるというお話でございました。ありがとうございました。

#### 【森川構成員】

ありがとうございます。皆様方から既にいろいろコメントをいただきましたので、事業者の皆さま

んへのお願いという、ちょっと変化球的なコメントをさせてください。

当たり前なんですけれども、放送を維持するためには、事業者の皆様方にコンテンツ以外のところにも投資をし続けていただかなければいけません。これから人口減で、去年は75万人で我々世代の3分の1ですので、市場規模ってどうしても小さくなってしまいます。これは通信も同じで、今までと同じような設備競争を促すということだけではどこかのタイミングで厳しくなるのかなと思っています。通信も放送も設備投資をし続けないとライフラインは守れなくなります。この人口減時代ですから、固定概念にとらわれることなく、放送って一体どうするのというのをあまねくといった観点も含めて、ぜひ事業者の皆様方に、これを良い機会として考えていただきたいなというお願いになります。

すなわち放送業界はこれからどのような世界を目指していくのか。どのような世界を構築していきたいのか。こういったあるべき姿というものがあれば、そこから制度設計に落とししていけばいいわけなんですけれども、ビジネスの世界だと、なかなか事業という観点からいうと悩ましいところがありますので、きれいな議論にはならないと思いますけれども、ぜひ、今回よい機会だと思いますので、設備投資をし続けるためにはどうすべきかといった視点で、事業者の皆様方に考えていただければいいなと皆様方のコメントも伺いながら思いました。

感想です。ありがとうございます。

#### 【三友座長】

どうもありがとうございました。大変重要な視点でもありますので、ぜひ設備投資を含めた今後の放送業界の在り方、あるべき姿というものを考えていく必要があるという御指摘でございました。ありがとうございます。

#### 【落合構成員】

改めて、論点の2、3についてです。

まずIPユニキャストによることの意味というのが、やはり林先生の御指摘にもありましたように、放送事業者が負っている義務の代替手段を提供することが妥当であろうと考えております。もちろん放送波をそのまま伝送していただいてもいいわけですし、また、もう一方で経営の選択肢ということで、様々な負担軽減の議論をずっとしてきておりました。その一環でもあるという、この議論の位置づけからしましても、必ずしもそういった通信波を使うことを強制するものでもないというところからしますと、義務を代替するという整理にしていくということが妥当なのだろうと思います。

また、ＩＰユニキャストにしていくということの意味について考えてみますと、これはＢＢ代替における調査の結果においても、私も参加させていただいておりますが、幾つか視聴者の需要性という観点で重要な示唆があったように思っております。やはり通信品質のようなところもございますが、いわゆる蓋かぶせの点についても、視聴者になるであろう方々から御意見があり、できれば避けてもらいたいというものであらうと思います。そういう意味では、著作権処理という点ができるような手段になっているのかどうかということの一つ重要ではないかと思っております。この著作権処理を円滑化するために、今回のＩＰユニキャストが地域限定特定入力型自動公衆送信ということで整理をされるという中で実証できると、著作権法上の処理を円滑に行えるようにするということになってきます。そうすると論点３の関係で結論が少し見えてくるところがあるのではないかと思います。地理的な範囲としては、あくまで放送対象地域の域内において、また代替の方法という部分については、いわゆるエア受けの方式ということになるのではないかと思います。

一方で代替の必要性の点については、経営の選択肢でもあると思っておりますし、あまりに複雑な要件であったりですとか、予見性が低い、極めて細かい内容が求められるということになりますと、どうしても、本来的には救命的にこれを使いたいというときに十分に利用していただけない可能性があるということになると思います。もちろんその経営状況が、問題があるということは抽象的には必要ではあらうとは思いますが、できるだけ広い範囲の方に、将来的な事業への投資、設備側への投資というのを踏まえて御判断いただけるように、比較的分かりやすい要件で設定をしていただければと思います。

また、こういった要件についてですけれど、必ずしも永続するものでもないと思いますので、あくまで当面の要件として整理をするということであるかと思っております。この中での、具体的な要件の部分については、実際に環境が厳しくなってきた場合に、やはり対策に数年かかってしまうということでは、十分に必要な経営の選択肢が確保できてないことになりかねないところがありますので、総務省で制度化をされる際には、必ずしも法律レベルではないような形で、それより下位のレベルで、実際の要件を調整できるような部分を十分残した整理をしていただきたいと思います。

要望にかかる場所も含めて申し上げましたが、総務省の御意見もお伺いできたらと思います。

#### 【大谷構成員】

大谷でございます。時間がありません。

先ほど論点の１しか申し上げられなかったんですが、ＩＰユニキャストでの代替ということについては、あまり大きな制約を科さなくてもいいのではないかなと思っております。つまりＩＰユニキャストで受信可能だということは、今までの伝達手段とは別の受け手側にとって何かのコスト負

担であるとか、設備投資のようなものも必要になってくると思いますので、伝送側だけではなく、受け手側で何か投資をしなければいけないとしますと、完全に代替性があるものではないんですけれども、それを代替性があるというふうに見ることはせざるを得ないと思うんです。そのときに受け手のほうのコスト負担を合理的に効率的に抑えるために、ある程度広域にわたって、つまり必要最小限度ではない範囲で、IPユニキャスト化を実現したほうが良いというような経済学の働く余地があるのであれば、その代替の要件そのものはあまり厳格にせずに捉えていく必要があるのではないかなと思っています。

ここの論点3のところに、代替の必要性の経営状況などの要件も入っていますけれども、もちろんそれは勘案してもいいと思うんですけれども、発信者側ではなく受信者側の事情というのを考え合わせたら、トータルでどのようなコストダウンにつながるのかという観点からも見ていく必要があるだろうなということでございます。

私から以上です。

#### 【三友座長】

ありがとうございました。受信側の考察も重要であるということでございます。おっしゃるとおりだと思います。

#### 【飯倉放送政策課長】

三友先生、どうもありがとうございます。先生方も幾つもコメントをいただきまして、ありがとうございます。事務局コメントというのは、最後の落合先生だったかなと思います。そのほかのコメントをいただいたものにつきましては、次以降、論点を整理していくときにうまく整理をさせていただきたいなと思います。それぞれいただいたコメントはごもっともかなと思っています。

落合先生の、最後要件について、多分大谷先生も同じような感覚をお持ちのような気がいたしました。あまり厳格にせずに、ある程度柔軟に使いやすく、まさに経営の選択肢というふうな御意見もありましたので、そういう観点から使いやすくするような方向で制度化をしていくようにという御意見、これもそのとおりかなと思っていますので、論点整理をする際に留意させていただきたいなと思います。

取りあえずこんなところで、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

#### （７）マスター設備のIP化・クラウド化に関する取組

事務局より、資料27-5に基づき、説明が行われた。

## （８）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

### 【林構成員】

御説明ありがとうございました。

１点教えてください。地上テレビ放送事業者には、先ほど御説明のあったように、安全・信頼性とか品質に関する技術基準適合義務あるいは重大事故の報告義務があって、これらの規定の施行に必要な限度において、総務省は放送事業者に対して設備の状況等の報告を求めて、設備が設置された場所に立ち入って、設備を検査できると規定されていると承知しております。こうした規定によって、技術基準適合違反だとか、もし重大事故が発生した場合には必要に応じて立入検査を行って、放送事業者の違反状態が解消されているかとか、再発防止策が確実に取られているかといった点を確認するということになると承知しています。それを踏まえて、放送事業者においても自ら設備をコントロールできる形で技術基準への適合を担保しているところと承知しておりまして、これに関する監督規定も今般整備されたと理解しました。

ただ、ここからは質問なんですけども、クラウド事業者の中には、データセンターの所在地を明らかにしていないところもあると承知しているんですけども、データセンターの所在地が分からない場合に立入検査もできないので、その場合、安全・信頼性基準への適合をどういうふうに担保するのかということが課題になると思うんですけど、以前もちょっとこういった点を議論させていただいたことがあるんですけども、この点、もし解消されていけばいいんですけども、現状どうなっていますかという点につきまして、御教授いただければと思います。

以上でございます。

### 【山口放送技術課長】

御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、クラウドの中にも、プライベートクラウドのように所在地を特定できるものもございますけれども、グローバルなクラウド事業者を使う場合には所在地が明確にならないものもあると承知しております。ただ、現状は、先ほどのとおり立入検査等を行う規定もございますので、技術実証に取り組む中で、こういった新たな利用の仕方がモデルとして考えられるようになった場合には、実証の中で、あるいは安全・信頼性基準を検討する中で、改めて検討していきたいと思っている段階でございます。

現状ではこういったお答えになります。

【林構成員】

分かりました。改めて御検討いただくということで、今、調整段階ということですので、よろしくをお願いいたします。

【三友座長】

一番懸念となる点だと思います。ありがとうございました。

【落合構成員】

どうもありがとうございます。こちら也非常に重要な取組になってくるかと思っております。何と言いますか、今回、まず整備していただいているのが、IPに対する安全性、サイバーセキュリティ等の強化であったり、外部委託関連の部分も含めて整理をしていただいたということだと思っております。今後改めて可用性を検討していくという中で、業務での実施可能性を明確にしつつ、また、最終的に、その際には改めて全般的にクラウドで構成するときに、従来のオンプレ基準で安全対策等を求めているような部分についても必要に応じて業務効率化のために見直しをしていった上で、先ほど林先生もおっしゃられていたようなクラウドに関する監督も、委託先としてそのまま評価するかどうかは各法において今様々な議論があると思いますのでさておくとして、委託先に当たらないとしても一定のガバナンスを効かせるということを義務化することによって、適切な運用環境を整えていくという理解でよろしかったでしょうか。

【山口放送技術課長】

先生の御理解のとおりで、今後実証したり、基準を検討していく中で、何を担保する必要があるのかということを含めて検討していく必要があると思っております。パブリッククラウドのようなものも導入モデルとして検討が必要となる場合には、ご指摘の点も検討してまいりたいと思っております。

【三友座長】 本日の議題、以上となります。本日、時間の関係等で御発言できなかった方、あるいはその後に御意見、御質問を思いつかれた方につきましては、6月17日までと事務局から連絡を受けていますが、17日月曜日までに事務局に御連絡いただければと思います。本日も活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

(9) 閉会

事務局より、第28回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。